

日本標準産業分類

(昭和 24 年 [1949年] 10月設定)
(昭和 26 年 [1951年] 4月改訂)
(昭和 28 年 [1953年] 3月改訂)
(昭和 29 年 [1954年] 2月改訂)
(昭和 32 年 [1957年] 5月改訂)
(昭和 38 年 [1963年] 1月改訂)
(昭和 42 年 [1967年] 5月改訂)
(昭和 47 年 [1972年] 3月改訂)
(昭和 51 年 [1976年] 5月改訂)
(昭和 59 年 [1984年] 1月改訂)
(平成 5 年 [1993年] 10月改訂)

分類項目名、説明及び内容例示

総務省統計局統計基準部

序

総務庁では、平成5年10月4日、日本標準産業分類に関する従来の告示（昭和59年1月10日行政管理庁告示第2号）を廃止し、新たな改訂日本標準産業分類の告示を行い、平成6年4月1日から適用することとしました。

今回の改訂は、平成3年6月に総務庁長官から統計審議会に対してなされた日本標準産業分類の改訂諮問に対する平成5年7月9日の統計審議会答申を受けて行うもので、昭和24年10月の本分類設定以降、第10回目になります。

総務庁長官の改訂諮問は、日本標準産業分類を前回改訂以降の技術革新、事業形態の多角化、経済のソフト化・サービス化等に伴う産業構造の変化に的確に対応したものとする必要があるとしてなされたところですが、統計審議会においては、この諮問の趣旨を踏まえるとともに、国際連合統計委員会において承認された第3次改訂国際標準産業分類との比較性の向上に努めること等を基本方針として審議が行われました。

また、同審議会分類部会等においては、単に分類項目名の改訂案にとどまらず、その説明及び内容例示にいたるまで、全面的な見直しが行われました。

答申では、分類体系の基本的事項にかかる幾つかの問題について、産業構造の変化の定着度の判断が困難であること、現行の取扱いを変えることによる各方面への影響について慎重な検討が必要であること等から、改訂するとの結論にいたらず、今後とも基礎的調査・研究を継続的に行う必要があることが指摘されており、当庁としても、社会経済情勢の変化に即応して引き続きこれらの問題について取り組んでいくことにしています。

今回の改訂に当たっては、関係省庁、都道府県等からの改訂意見、要望の聴取等を出発点として、答申にいたる3年余の長期にわたり統計審議会及び同審議会分類部会の各委員、専門委員並びに関係省庁で構成された産業分類幹事会のメンバーなど多数の関係者に御協力をいただきました。ここに改めて、厚く御礼を申し上げます。

また、統計法に基づく指定統計調査及び届出を要する統計調査の結果の産業別表示においては、この日本標準産業分類を原則としてそのまま用いることが政令により義務付けられていますが、これに該当しない場合であっても本分類の原則及び体系を尊重し、各種統計の正確性・客観性を確保するとともに、相互比較性を保つよう配慮することが望まれており、広く関係者及び日本標準産業分類利用者の方々に

対し、統計基準の一層の整備・充実とその普及・活用に向けて、今後とも御支援、
御協力をいただきますよう併せてお願ひする次第です。

平成5年10月

総務庁統計局統計基準部長

片岡 勒

目 次

第1章 日本標準産業分類の変遷と第10回改訂の概要	1
1. 日本標準産業分類の作成要旨とその変遷	3
2. 日本標準産業分類の改訂要旨と主要な改訂点	6
(1) 日本標準産業分類改訂に関する統計審議会への諮問	6
(2) 統計審議会答申	7
(3) 主要な改訂点	13
第2章 日本標準産業分類一般原則	117
第1項 産業の定義	119
第2項 事業所の定義	119
第3項 分類の基準	121
第4項 分類の構成	122
第5項 分類の適用単位	122
第6項 事業所の産業の決定方法	123
第7項 公務の範囲	124
第3章 分類項目表	125
1. 大分類項目表	127
2. 大・中・小・細分類項目表	129
第4章 分類項目名、説明及び内容例示	157

付録

1. 統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令 (抄)	631
2. 統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令 の第2条（産業分類関係）及び第4条（特例）の解説	632
3. 統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令 に基づく告示（抄）	635
4. 日本標準産業分類に採用した10進分類法	636
5. 日本標準産業分類第10回改訂に係る改訂事項整理表	637
6. 日本標準産業分類第10回改訂中・小・細分類項目新旧対照概要表	639
7. 第10回改訂分類項目の新設、廃止等別一覧表	687
8. 第10回改訂作業関係者	707